

傍聴環境

1 提案内容 [提案会派]

- 過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気醸成する。
- 傍聴席から議員席を見えやすくする。
- 親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。
- 傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。
- 規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。

[太田・井上]

2 現行・前提条件

■ 傍聴席の警備

- 本会議の際は、傍聴席内に警備員4人、傍聴席付近に警備員3人を配置し、これに加えて全体で守衛2人を配置している。
- 委員会の際は、各室に対し警備員2人を配置し、これに加えて全体で守衛1人を配置している。
- 傍聴席で認められていない発言や拍手に対して、議長・委員長が注意せざるを得ない状況が繰り返し発生している。また、再三にわたる注意・警告に従わず、議事を妨害した者が退場を命じられたケースも複数回発生している。

■ 傍聴席からの見え方

- 議場については、構造上、傍聴席からすべての議員席を見ることはできないが、演壇や議長席はいずれの傍聴席からもよく見える造りになっている。
- 委員会室や大会議室は、傍聴席から室内全体が支障なく見える造りになっている。

■ 親子傍聴室

- 親子傍聴室の対象は、「乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者」としている。ただし、「一般席での傍聴が困難な者及びその付添人も使用することができる」こととしている。
- なお、一般席での傍聴が困難な傍聴人には、その理由を口頭で確認する運用としている。

■ 委員会の傍聴受付

- 各委員会室の傍聴席の残席数を正しく把握する必要があることから、傍聴受付（3階）では一つの委員会の傍聴証を交付している。
- 傍聴証の交付を受けた委員会とは別の委員会の傍聴を希望する場合は、受付において、先に傍聴した委員会の傍聴証を返還したうえで、改めて傍聴手続きを行うこととしている。

■ 傍聴人の水分補給

- 傍聴席での飲食は禁止している。
- ただし、飲料の持ち込みは禁止されておらず、会議中も含め、必要に応じて傍聴席の外に出て水分補給をすることは可能となっている。

3 運用・対応案

■ 委員会の傍聴受付

- 同じ日に2以上の委員会の傍聴を希望する者の受付について、委員会の傍聴手続きを一括で行い、傍聴証をまとめて交付することができるようにすることとし、横浜市会委員会傍聴規程を改正する。
- なお、その運用に当たっては、傍聴席の空き状況を考慮のうえ、他の傍聴希望者の傍聴の機会を不当に制限しないようにすることとする。

※ 上記の運用・対応について見直しが必要になった場合等においては、改めて協議する。

傍聴席の秩序維持等についての対応

1 趣 旨

本市会における本会議や委員会は、どなたでも傍聴していただくことが可能であり、安全・安心に傍聴していただくことができる環境の確保に取り組んでいるところであるが、昨今、傍聴席からの妨害行為により会議の運営が妨げられる事態が相次いで発生していることから、令和6年第4回市会定例会より、次のとおり運用等を変更する。

2 変更内容

(1) 注意事項確認方法等の見直し

【変更前】

- 傍聴に当たっての注意事項は、受付時に書面を配付し、担当者が読み上げることで、傍聴人に対して遵守を呼び掛けている。

【変更後】

- 傍聴時の申請書類を改定し、横浜市会傍聴規則等に規定する傍聴人の遵守事項等を確認した上で傍聴を申し込んでいただくことを明確化する。
- 受付時の書面配付・読み上げに加え、当該会期中や直近の会期等において退場履歴のある傍聴人に対しては、該当者向けの事前注意を個別に行う。

(参考) 申請書類改定イメージ

	整理番号 _____
	交付番号 _____
傍聴券交付申請	
旧	
傍聴人住所	
氏名	
令和 年 月 日	
本会議の傍聴について、上記の通り申し込みます。	

	整理番号 _____
	交付番号 _____
傍聴券交付申請	
新	
傍聴人住所	
氏名	
令和 年 月 日	
横浜市会傍聴規則に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、本会議の傍聴について、上記のとおり申し込みます。	

(2) 大会議室・委員会室の傍聴席への付番

【変更前】

- 大会議室及び委員会室の傍聴席には、座席番号を付しておらず、委員会の運営を妨害した者等の特定が必要となった際には、便宜上、傍聴席の入口から数えて何人目であるかを基に行為者を特定している。
- ※ 議場の傍聴席には座席番号を付しており、本会議の運営を妨害した者等の特定が必要となった際には、座席番号に基づき行為者を特定している。

【変更後】

- 大会議室及び委員会室の傍聴席に座席番号を付し、傍聴席からの妨害行為があった際の行為者の特定を迅速化する。

横浜市会委員会傍聴規程の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p>（傍聴証の交付の手続等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、<u>先に傍聴した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、新たな傍聴証の交付は受けられないものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>7 （略）</p>	<p>（傍聴証の交付の手続等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、<u>一般席で傍聴しようとする者（会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が委員会を開催する室の一般席の定員に達した委員会（以下「定員に達した委員会」という。）の傍聴証の交付を受けた者は、当該定員に達した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、当該定員に達した委員会以外の委員会の傍聴証の交付は受けられないものとする。</u></p> <p>7 <u>第4項ただし書の規定により抽選を行う場合において、抽選に参加する者は、抽選を行う委員会の開会予定時刻の30分前から当該委員会の開会予定時刻までの間、当該委員会以外の委員会に係る同項ただし書の規定による抽選に参加することができない。</u></p> <p>8 （略）</p>
<p>（傍聴証の返還）</p> <p>第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を<u>終え、退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（傍聴証の返還）</p> <p>第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を<u>終えたときは、傍聴証を返還しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、定員に達した委員会の傍聴証の交付を受けた者は、当該定員に達した委員会が開催される日と同日に開催される当該定員に達した委員会以外の委員会の傍聴をしようとするときは、当該定員に達した委員会の傍聴証を返還しなければならない。</u></p>

第1号様式（第4条第1項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
一般傍聴申込書
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
年 月 日
<u>上記のとおり申し込みます。</u>
※受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。 受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第1号様式（第4条第1項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
一般傍聴申込書
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
年 月 日
<u>横浜市会委員会傍聴規程に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、上記のとおり申し込みます。</u>
※受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。 受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第3号様式（第4条第2項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
会派紹介傍聴申込書
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
紹介会派名
会派代表者氏名
年 月 日
<u>上記のとおり申し込みます。</u>

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第3号様式（第4条第2項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
会派紹介傍聴申込書
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
紹介会派名
会派代表者氏名
年 月 日
<u>横浜市会委員会傍聴規程に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、上記のとおり申し込みます。</u>

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

※ 改正後の規程は、公布の日から施行する。